

令和6年6月24日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 6月24日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査では、湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況について及びA I オンデマンド交通実証運行について執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、基幹系システムの標準化に伴う市税の期別変更について執行部から説明を受け質疑を行った。また、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて及び行政視察について協議した。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第 55 号 魚沼市文化会館条例の一部改正について
- (3) 議案第 56 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正について
- (4) 議案第 57 号 魚沼市ボランティアセンター条例の一部改正について
- (5) 議案第 58 号 魚沼市守門健康センター条例の一部改正について
- (6) 議案第 59 号 魚沼市高齢者福祉センター条例の一部改正について
- (7) 議案第 60 号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正について
- (8) 議案第 61 号 魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第 62 号 魚沼市保健センター条例の一部改正について
- (10) 議案第 63 号 魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正について
- (11) 議案第 64 号 魚沼市斎場条例の一部改正について
- (12) 議案第 65 号 魚沼市さわやかセンター条例の一部改正について
- (13) 議案第 66 号 魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- (14) 議案第 67 号 魚沼市公民館条例の一部改正について
- (15) 議案第 68 号 魚沼市市民会館条例の一部改正について
- (16) 議案第 69 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について
- (17) 議案第 70 号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (18) 議案第 71 号 魚沼市旧目黒家住宅、目黒邸資料館、守門民俗文化財館及び旧佐藤家住宅条例の一部改正について
- (19) 議案第 90 号 小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更について

2 調査事件

- (20) 所管事務調査
 - ①湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況について
 - ②A I オンデマンド交通実証運行について
- (21) 閉会中の所管事務等の調査について
- (22) その他
 - ①基幹系システムの標準化に伴う市税の期別変更について
 - ②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
 - ③行政視察について

3 日 時 令和 6 年 6 月 24 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、佐藤敏雄、関矢孝夫、高野甲子雄、

(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、小林生活環境課長、茂野介護福祉課長、小山健康増進課長、岡部学校教育課長、青柳生涯学習課長

8 書記 坂大議会事務局長、大竹主任

9 経過

開 会 (10:00)

星野委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日も内容が盛りだくさんでございますので、スムーズな進行に御協力をよろしくお願いいたします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

星野委員長 日程第1、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。高野議員、紹介議員席にお着きください。

高野紹介議員 おはようございます。30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択の提案ということで、毎年御理解をいただいております。感謝申し上げます。魚沼市でも人口減少の影響で、毎年児童数が減少しています。小学校1年生・2年生は30人以下、3年生から6年生までは35人以下学級となっています。中学生は35人以下学級でありますけれども、学校規模が小さいほど学習規律、授業態度がよい、授業内容が深まる、授業意欲が高まるなどの研究機関の事例もあります。そういうこともありまして、特にこの請願については全国的なものであります。魚沼市は少人数の学級も多いわけでありますけれども、全国的な中では今言いましたように40人以下学級ということで決まっております。その辺も含めて新潟県の1・2年生、30人以下学級ということも考えておりますので、ぜひ皆さん方からの御理解もお願いしたいと思います。以上です。

星野委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 今、全国的な状況をかいつまんでお話しいただきました。これは毎年、それこそ2桁ぐらいの年数を経て請願をされていると思いますが、全然その進展が見られない状況だと私には映ります。取組として、全国の自治体の状況、反対が多いのか、賛成が多いのかも含めて、やはり改善することは必要だと思います。組合としてはそういう状況についてどういう意識を持って運動を進めているのか、分かりましたら教えてください。

高野紹介議員　詳しくは分かりませんが、新潟市や長岡市等、大きな自治体については請願は反対となっているようでございます。あと比較的、小さいところと言いますか、私の分かる小さいところでは請願は通っていると感じております。

大平委員　数十年来の悲願とでも言いましょうかね、ここはあると思います。これを前進させるために運動の一つとして繰り返すというのは非常に大事なことですけれども、もう一方で前進が見られない。中身をきちんと精査する、何が必要なのかということ。今、大きな自治体は反対が多いという話をされました。大きな自治体でなぜ反対が多いのか。これは教育に関わる問題なので、大きな自治体こそ、こういうことを進める流れをつくるべきだと思います。組合は反対する大きな自治体について何らかの対応を考えているのか、それともこのままずっと同じようにするのか、そこら辺について分かりましたら教えてください。

高野紹介議員　詳しくはその辺は聞いておりませんが、やはり新潟市や長岡市等は今までの慣習なりで反対になっているのではないかなと思っています。少子化については非常に進んでいますし、また先生の成り手が少なくなっているという現実もあります。ぜひこの辺については、できるだけ30人以下学級という形で進めてほしいと考えております。

関矢委員　これも毎年ということなんですけれども、今年は大分この願意が変わってきているかと思います。例年と違うところで何が大きく変わったか、まずお聞かせいただきたいと思います。

高野紹介議員　中学生の35人以下学級を早急に実施するということが大きく変わったことだろうと思います。というのは、さっき言いましたけれども全体的に少子化が進んでいるということと、国では40人以下学級ということではっきりと決まっています。そういう中で、新潟県としては小学校1・2年生の30人以下学級がそれでも少しずつ進んでいるということもありまして、今回については中学生での35人以下学級の実現ということで出ていると思っています。

関矢委員　今までは中学校35人以下学級は早急にということですが、昨年までは全部、小中学校も30人以下ということで、たしか請願を出されていたと思います。先ほども言われましたように、20年近く同じように出していながらできないので、35人まで後退をしたのか。その辺はどうなのでしょう。

高野紹介議員　後退したというよりは、文言に出されている分だけ進んでいると思っています。具体的に、30人以下学級ということと、2分の1への復元というのが大きな問題だろうと思いますけれども、そういう形で少しずつ進んでいるのではないかと考えています。

関矢委員　少しずつ進んでいるので、30人をとりあえず35人までにして少しずつ進めたいという願意でよろしいでしょうか。

高野紹介議員　私はとりあえずそういうことだと思います。

関矢委員　後で当局にも伺いますけれども、当市では中学校も35人以下になっているというような紹介議員のお話でした。魚沼市の中学校も全部35人以下ですか。

高野紹介議員　すみませんが、私のほうでは魚沼市の中学校の人数については調べておりません。

関矢委員　では、最後にします。この5番目の、これは2分の1に関わることだと思うんですけれども、「新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができる

よう、改善に必要な財政措置を講じる」とあります。具体的にはどのようなことを考えておられるのでしょうか。

高野紹介議員　中学生になると専門的な部分が部活も含めてあります。そういう専門性を発揮する部分についてももしっかり確保していただきたいと私のほうでは捉えております。

横山委員　今ほど大平委員、関矢委員からいろいろな質問がありましたけれども、私も同等の考えを持っています。この請願の趣旨、理由について反対ということではないですが、やはりこの数十年で中身もそんなに変わってきていない現実がありますし、先ほど1・2年生が30人以下というようなことが出ているわけですが、現実として本当に今1・2年生の子どもたちの状況から、30人というよりも20人以下ぐらいにしないと、事が進まない。そこにいる教職員も1人では困難な現状があります。そういう部分を考えたときに、請願の趣旨、理由については、議員としてももっと具体的に、きちんと実態からこういうことをしたらいいという提言を今後進めていってほしいなということを思っているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

高野紹介議員　それについては、また請願者に意見として伝えておきたいと思います。

横山委員　来年度も、多分また請願が出てくるかと思います。それについてもやはりきちんと、各自自治体でいろんな意見が集約されるかと思います。それらがこの請願の中に反映され、本当に子どもたちのために請願をするんだということで私たちは考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。その辺についてはいかがでしょうか。

高野紹介議員　1学級の関係については、今言いましたように少人数学級ということで請願を出しております。特に、財源の関係については、2分の1から3分の1に減らされたという部分もあり、その辺も含めて出ています。今言いましたように、1・2年生は30人以下学級ということで少しずつ進んでいると私は感じておりますので、今言われました内容については請願者にも伝えていきたいと思っています。

星野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員は自席にお戻りください。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

関矢委員　先ほど紹介議員にも確認をしましたけれども、本市において、どの中学校も35人以下の学級になりますか。

樋口教育長　学級編制基準は国の標準法で決まっています。請願のおかげと言いましょうか、今現在小学校が、長らく40人学級だったんですが35人になりました。ただ、毎年1学年ずつ進んでいますので、今年度は小学校5年生まで35人学級になりました。来年、6年生が35人学級の定数に変わって、小学校が終わるわけですね。標準法の改定は今のところ小学校までですので、中学校の定数を何人にするかというのは、今のところまだ40人学級で変わっていない状況なんです。今回の請願は、その中学校も35人に伸ばしてくださいという趣旨の請願だと思います。今現在は魚沼市内の中学校も定数は40人です。例えば、湯之谷中学校がぎりぎりの40人なんです。1学年が41人、2学年、3学年が40人です。これがもし35人学級になれば、全ての学年が2学級に変わりますので、そうすると教職員も増えるということになります。

関矢委員　それともう一つ、教育費の国庫負担金2分の1の復元ですけれども、5番目にあ

りますように「新採用を持続的に確保する」というようなことで、必要な財政措置を講じるとあります。魚沼市としては、どのようなものを財政的に負担していただければ助かるでしょうか。

樋口教育長 5番目の項目につきましては、国でも教職員の働き方改革ということで話題になっていますけれども、いわゆる時間外勤務の手当てをどうするかという部分です。今現在は、給与の4%を調整額として支給をして、時間外は全てそれで対応するわけですが、それが昭和の初期の算定だということで、今、文科省の中央教育審議会では10%台に上げるようにという答申がなされています。時間外の部分で。それから、市としましては小学校高学年の教科担任制等をしながら、とにかく現場の教員の数を増やしていくことが、現場の先生方の負担の軽減、そして教職の魅力につながる部分だと思いますので、そういう部分も財政措置があるとありがたいと思っています。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし)なければ質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから請願第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を採決します。お諮りします。本件は、採択することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決定されました。

本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付しますのでお待ちください。

それでは、議会事務局長から朗読させます。

坂大議会事務局長 (資料「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)」により説明)

星野委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で、異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 議案第55号 魚沼市文化会館条例の一部改正について

星野委員長 日程第2、議案第55号 魚沼市文化会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

大塚教育委員会事務局長 魚沼市文化会館条例の一部改正についての補足であります。本日追加で使用料減免関係の資料を配付させていただきましたので、そちらのファイルを御覧ください。今回の改正に関して、使用料減免団体に関する確認事項といたしまして、使用料減免団体と減免による影響額をお示ししたものであります。内容につきましては記載のとおりでありますので、詳細の説明は割愛させていただきます。よろしく申し上げます。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 それでは何点かお聞きしたいと思います。1点目は、まずこの施設について深夜貸しを加えました。深夜貸しを加えたその理由をお聞かせください。

大塚教育委員会事務局長　今までも、現行料金の中でも夜10時までの貸出しにおきまして、そこから延長があった場合につきましては、その料金の1時間当たりの1.2倍の使用料を、深夜あるいは早朝に早く準備する場合はその逆で午前中の使用料の時間当たりの1.2倍の使用料を徴収する旨の条例となっております。今回、改定にあたりましては、実際の時間延長ですとか早朝の準備ですとかに対応するにあたりまして、御利用いただく方が分かりやすいようにということで、そうした時間帯につきましても使用料の規定を設けました。これまでと変わらないんですけれども、そうした時間帯の料金も別に設けるとさせていたいただきました。

大平委員　今までも随分、これを御利用なさっていた団体とかがあるんでしょうか。深夜とか早朝にわたる案件や事業について、今までですとやっていたということですが、文化会館の職員体制についてはどうなっていたんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　例えば、深夜ですとその作業が終わるまでは職員が残って作業を点検して、閉めて帰るというような形で対応しております。

大平委員　例えば、深夜で終わらず早朝まで徹夜という形も当然考えられ、そういう場合もあり得ます。その場合は、最後まで職員の方はやるということによろしいんでしょうか。それとも途中で帰っちゃう場合もあるのか。そこら辺についてはどうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　実際、徹夜でということは、ほばないとは思われますけれども、貸してそこで作業している人がいる限りは、職員はそこについている形になると認識しております。

大平委員　土日ですかね、土日の深夜・早朝1時間単位。午前・午後・夕方、それから夜にかけてという時間設定をしていますけれども、この部分については、なぜ1時間単位なのか。利用実態に応じた形にしたのか。今までもやっていたということなので、その状況が分かりましたら教えてください。

大塚教育委員会事務局長　利用実態に応じてということで、基本的には午前あるいは午後、あるいは午前から午後ですとか、夜ですとかの3つの時間帯での貸出しというのが大ホール等の場合はそうになっています。延長する場合は、なるべく長い時間帯ということではなくて必要に応じた延長に対応するという考え方での時間帯の設定となっております。

大平委員　小ホールについては、そういう対応ではないですよ。土日でしょうか、これはやめていないですよ。ここはほかの大ホールとかに合わせた形なんでしょうか。そこら辺どうですか。

大塚教育委員会事務局長　小ホールにつきましても、大ホールと同じ時間帯の扱いとなっております。

大平委員　確認ですが、深夜とか早朝の利用はニーズが高いんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　やはり、特に大ホールですとか小ホールなどで、舞台装置などの準備ですとか、あるいは照明の仕込みですとか、大きいイベントになりますと予定していたよりもそういったことがかかったりします。リハーサル等につきましても、事前の準備ですとか、あるいはどうしても予定よりも最後の仕上げに時間がかかってしまい、時間を超過したりですとか、事前の準備が必要になったりするということはあると認識しております。

大平委員　今回、使用料を上げたわけですがけれども、いわゆる文化系の団体の方々が主に

は利用することが多いと思うんですけども、非常に団体の財政が逼迫している状況も今まで報道されているとおりです。完全に民間がやっているわけではないので、ここについてはやはり何らかの措置、減免とか、繰り返し御利用なさっている方々についての利便性も加味した料金設定にするべきではないかなと思います。そこについてのお考えをお聞かせください。

大塚教育委員会事務局長　今回、使用料の値上げをさせていただきましたけれど、近隣の自治体の同じような規模のホールと比べましても、改定後の使用料につきましては、ほぼ同等程度であります。また従来から減免の制度も設けてありますので、委員がおっしゃられたことにつきましては、今現在、あるいは使用料改定後でも十分配慮できているのではないかと認識しております。

大平委員　ここをよく利用されている方に私はお聞きしたんですけども、その方が言うには外部から来ている方、市外から利用されている方についてはしょうがないねと。でも市民についてはそれぞれの実情があるので、減免割合とかもあるけど、今回の使用料については重く見てほしい、そこを中心に考えてもらいたいと。要は市民負担割合をなるべく増やさないでほしいという話も伺いました。そこら辺について、配慮がなされている状況があるのかなのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

大塚教育委員会事務局長　今回、使用料算定におきましては、全市共通の考え方で使用料の見直しを行ったところであります。そうした中でも、比較的本市の文化会館の使用料につきましては、近隣と同程度、あるいは大都市に比べると低い料金設定にもなっているのかなと認識しております。御利用される皆さんからも、そういったことも併せて御理解願いたいと考えております。

大平委員　続きましては、名称変更についてお聞きします。これも利用されている方、何人かお聞きしたんですけども、やはり思いがあるという方もいらっしゃった一方、別にいいのではないかという方もおられました。小出郷文化会館という歴史的な評価は、全国的にも高い評価を得られて今日まで至っているのはよく御存知だと思います。合併して魚沼市になってからも活発に利用されている方もおられます。ともすると、当初の住民主導でこの文化会館づくりとでも言いましょうか、地域づくりとして位置づけてきました。それを次の世代へ引き継ぐことは非常に大事なことはないかなと私は思います。

そういう面で、理念を忘れないため、あるいは発展させるため、継承事業等も今後、場当たり的ではなく系統的に行う必要があると思います。そこら辺について、お考えがありましたら聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長　委員、御指摘の小出郷文化会館の成り立ちというところで、住民参加でいろいろ文化会館の設計ですとか運営ですとか、そういったものに反映してきたというところは私も承知しております。そういった成り立ちですとか、あるいはその後できから様々な活動をしてきたことにつきましては、大変私も意義のあるものだったと認識しております。そうした理念ですとか運営の仕方や考え方など、今後も継続して発展させていくということにつきましては、私もそのとおりだと考えております。

大平委員　最後にします。料金改定について別の角度からお聞きしますが、ここは、ほかの施設とは位置づけがちょっと違うんじゃないかなと思います。料金改定にあたって、やはりお客様、利用される方々に、料金は上がるけどしっかりとしたサービス、文化会館とし

ての事業をもうちょっと変えていく、この方向性がちゃんと出ているのかどうか。そうでないと、受益者負担とおっしゃいますけれども、料金を上げるからには何らかのメリットがなければ納得できないという環境はやっぱり常にあると思います。そこら辺のお考えがあれば聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長　今回の使用料の引上げにつきましては、主には燃料高騰ですとか物価高騰など、反映せざるを得ないという部分がまず一番のところであります。そういったところにつきましては、どうしても御理解願いたい部分であります。ただ、おっしゃられたように文化会館の運営ですとか提供するサービス等につきましては、今後もそういったこととは関係なく継続して、より良いものを提供していくことに変わりありません。そこはまた現在管理している指定管理者等々とも連絡を密にしながらやっていきたいと考えております。

関矢委員　今回、資料には減免することによって収入にならない額というのが出されています。この中では文化会館のように、これは指定管理なんですけれども、この収入にならない額と指定管理料の関係というのはどのようになっているのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　まず基本的には、指定管理を委託する際の協定の中で過去の実績ですとか見込みによる収支を算定します。文化会館の場合は、不足する部分についてを指定管理料として委託料をお支払いするという形になるんですけれども、そうした実績ですとか見込みの中で減免して不足する部分につきましては、おおむね含まれているというような考え方で算定をして指定管理料を決めているという状況になっております。

関矢委員　確認です。そうすると、収支ということですので、収入があるとして見積もった中で、減免で減額されているので、その部分は指定管理料で見てもらえると解釈してよろしいですか。

大塚教育委員会事務局長　実際の減免された後の収入見込み額と、あと実際かかる経費の差額というようなところでの算定となっております。

関矢委員　そうすると、その減免された後ということは、減免はあくまでも予定で、小中学校とかが使うという予定の中でやられているのか。実績があって、そこで減免額が出てきて、それを差し引いた中での収支でやるのか。実績を見ていく中で、また再度委託で指定管理料が変わるので、もし小中学校が使わなければ減免はなくなるのか。その辺についてはどうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　実績で精算をするというよりも、過去の実績を見て、収支の見込みにおいて指定管理料を算定して、年度当初というかその前段で予算とかもありますけれども、指定管理料を算定して委託するという形になりますので、実績で精算するとはなっていないということになります。

関矢委員　そうすると、当初ということになると大体の見込みでこの10割減免と2割減免がどれだけ使うであろうということは、そのときは一般の人たちは使えないわけですから、その辺を収支の中でも差っ引いていく。指定管理者は収支計算をしていて、その不足分について指定管理料として出していると理解してよろしいですか。

大塚教育委員会事務局長　当然、こちらの実績は押さえてありますので、そういった実績と見込みを勘案しながらの算定となりますので、見込みといいましても実績を基にした見込みというところでの算定になっております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 55 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 55 号 魚沼市文化会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 56 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正について

星野委員長　日程第 3、議案第 56 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ございません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 57 号 魚沼市ボランティアセンター条例の一部改正について

星野委員長　日程第 4、議案第 57 号 魚沼市ボランティアセンター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

戸田市民福祉部副部長　先ほどの議案第 55 号の魚沼市文化会館条例で御説明しました一覧表の中で、同じものを追加資料として配付させていただきました。内容については記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

大平委員　今回の料金改定にあたって、もともとは福祉施設なので影響が大きいのではないかなと思います。先ほどの文化会館と同じように、大きくりに午前・午後・夕方から夜ということで 3 パターンしか借りられず、ほかの施設と違い時間単位で借りられないというのがあります。今回、午前・午後・夕方という大きくりではなく、時間単位で借りられる利便性を高めてやっていく必要があるんじゃないかなと思いますし、利用者からの意見も出ているんじゃないかなと思います。

まず、利用者の団体から御意見等が、今の私の問題提起についてありましたら聞かせてください。

戸田市民福祉部副部長　時間帯の利用についてですが、指定管理者にも確認をしたのですが、これまで時間単位で利用したいという御意見というのは特に聞いたことがなかったということでしたので、これについては変更は今回しませんでした。前後の準備、片付けなども

含めると、大体この時間の中で収まるというところがほとんどと確認をしておりますので、このままでと考えております。

大平委員　　そういう御意見がなかったということでありました。ただ、やはりほかの、例えば解体された小出郷福祉センターなんかは時間貸しができました。そこについての思いは私も度々伺うところなんです。3時間で借りられない、例えば午後であれば12時から5時と5時間で区切られてしまい、2時間でいいんだけどというような話もちよこちょ聞きまします。この時間設定だからどうしようもない、利用に際してはこれに従うしかないということもあるかと思えます。

やはりこれは検討すべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　先ほど申し上げたように、これまで私どもに時間帯でという御要望は聞いておりませんでした。また、このボランティアセンターにつきましては福祉団体が優先ということで、そちらについては全額減免というところでやっております。その空いた部分について、ほかの方で御利用いただくというスタンスでおります。そういうところから勘案しますと、この時間帯というのは今のところ変わる予定はございませんが、また今後市民の方から多数そういった御意見があるということであれば、何かの機会に検討はしてまいりたいと思えます。

大平委員　　もう1点、ここだけ冷房期間、暖房期間があります。施設全体の空調との関係かなと思うんですが、ここだけ設定した理由は何でしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　こちらについては、これまで期間を決めておりませんでした。福祉の所管の施設で一番利用頻度が高い中で、利用者、それから指定管理者の中からはっきりと、この日数を決めてもらいたいという御要望がございましたので、このたびこの改正に合わせて決めたところでございます。

大平委員　　例えば7月1日から9月30日までということにくくってありますが、昨今の温暖化でこれを、くくれない状況があると思えます。この期間外でも冷房等は利用できるのか、それとも、設定した期間以外はできませんという話になるのか。これについてどうでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　この期間外に冷房・暖房を使った場合にあっては、この加算というのはいただかないということになります。

大平委員　　加算はいただかないというお話をされましたが、どういう意味でしょうか。それ以外はもう取らないという意味ですか。

戸田市民福祉部副部長　　この期間以外に冷房を使った場合については、加算はいただきません。冷房を使わせないと、そういうことではございません。冷房は使いますが、加算料金はいただかないという考えでございます。

大平委員　　今までもそれをされていたんですか。逆に聞きたいんですけど、これは期間を設定していないので、今までの対応と変えちゃうんですか。それとも、今までも同じような形なんですか。

戸田市民福祉部副部長　　今までにつきましては、本当に曖昧であったと、大体7月頃とか6月の末であっても、大体この頃かというようなことで、その年その年によって取扱いがばらばらであったということでありましたので、このたびこのように期間を決めたものであります。

大平委員 逆に影響が大きくなるような気もしますが、もう1点、名称変更についてなんですけれども、名称変更については小出が抜けるというだけの話ですが、逆に言うと別に抜かなくてもいいかなという気もします。これは紛らわしいので抜くというだけの話なのか。小出郷文化会館は「響きの森」というのがくつつきました。新たに名称を考えるにあたって、ただ単に抜くということではなく何か別の名称に変えるか、あるいはこのままいくかという議論はなかったんでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 合併して20周年を迎えるにあたり、この施設の名称について考えた中で、こちらのボランティアセンターにつきましては、もうボランティアセンターですとか略称のボラセンというのがほぼ皆様の中に浸透しております。この地域の名前がついているということも分からないというか、あまり意識をしていच्छゃらない方がほとんどだったということが分かりました。社会福祉協議会の理事会、その中にはボランティア団体の方ですとか地元の方もいच्छゃるんですが、その皆さんにお伺いしたところ、もうボラセンという名が浸透しているので、これはボランティアセンターというシンプルな名称でいいのではないかという御意見がございました。今回、このようにボランティアセンターという名称に変えさせていただきたいということで、上程させていただきました。

大平委員 それは分かりました。ただ、やはり名称というのは非常に大事で、ボラセンの名称が通っているということはそれぐらい利用されているということだと思います。そういう意味を含めると、今回料金改定しますが、同時に名称も変えます。一新するというのも選択肢があったのではないかと思います。先ほど文化会館のところでも申し上げましたけれども、いくら燃料高騰とはいえ、そういうところを含めて変えるときには、名称については市民がよく理解した上でやるということもありますが、やはり一新するという考え方も私はあると思います。このサービスの利便性を高めたり、料金に見合うような限られた財源の中で今までのニーズにもっと細かく対応するとか、あるいは通りがいいボラセンという名前ですが新たに名称を考えてもよかったんじゃないかなと思います。そこら辺の議論があったかなかったか、もう一度お聞きしますがどうでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 まず、名称につきましては先ほどもお話ししましたように、ボラセンという名前が皆さんで非常に親しみを持って使われているというところがございますし、関係の方にお話しした中でもそのほかの名前については全く上がってきませんでしたので、今回の提案とさせていただきます。また、市内で唯一のボランティアセンターでございますので、その利便性ですとか仕組みについては市、また指定管理者、あと使っていただく団体の方の声をいろんな場面でお聞きしながら、よりよい施設に今後もしてまいりたいと考えております。

関矢委員 今の質疑を聞いていてちょっと疑問に思ったんですけれども、この冷暖房施設の期間を決めたんですが、期間外は使用してもこの使用料を取らないということでよろしいんですか。

戸田市民福祉部副部長 期間外に使った場合もいただきます。すみませんでした。

星野委員長 では、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決

します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 57 号 魚沼市ボランティアセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 58)

再 開 (11 : 10)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(5) 議案第 58 号 魚沼市守門健康センター条例の一部改正について

星野委員長 日程第 5、議案第 58 号 魚沼市守門健康センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

吉澤市民福祉部長 議案第 58 号につきましても追加資料を配付させていただきました。内容については記載のとおりでありますので、説明は省略いたします。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 センターの利用状況を分かる範囲で結構でございますので聞かせてください。利用者の方々の階層といいましょうか、団体といいましょうか、分かりましたら教えてください。

小山健康増進課長 使用状況でありますけれども、使用団体につきましてはおおむねこちらの資料にある減免団体のとおりでありますし、使用実態といたしましては会議、打ち合わせ、検診、ワクチン接種に使用しているということでもあります。

大平委員 今回の改定によって影響を受ける方というのは、ほばないのではないかと思います。その理解でよろしいですか。

小山健康増進課長 委員お見込みのとおりでございます。

大平委員 保健センターと名乗るとおり、そういう関係の方々の場所としてあるということだと思います。ここはあえて据置き、このままという選択肢もあったんじゃないかなと。今、利用状況をお聞きしてもそれ以外の方々はほば利用がないということでもありますので、そういう選択もあったのではないかと。検討した中での状況が分かりましたら聞かせてください。

吉澤市民福祉部長 今回の料金改定につきましては、市の公共施設全般の見直しの基準に基づいて行った後に、その施設の個々の実情について検討したものであります。基本的には有料で貸している団体というのが少ない実態ではありますけれども、それもまず条例で定める使用料があって、それを減免しているということでもありますので、やはり順番としてはルール自体の改正があれば、それを基準に当てはめて改定するのが順番だろうということと考えたところであります。

大平委員 公民館等の使用料金を据え置いたというところもあります。そういう選択肢もあったと思います。もう一度お聞きしますけれども、特定の方々が主に利用するということ

を鑑みて、やはりこのまま据え置くという議論がなかったのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 利用の実態からして、考え方としてはあり得ると議論があったと承知しておりますけれども、やはり結果として減免をしたということでもありますので、そこは公民館とは事情が違うと考えています。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 58 号 魚沼市守門健康センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 59 号 魚沼市高齢者福祉センター条例の一部改正について

星野委員長 日程第 6、議案第 59 号 魚沼市高齢者福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

戸田市民福祉部副部長 本条例につきましても同様に追加資料を配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 59 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 59 号 魚沼市高齢者福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 60 号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正について

星野委員長 日程第 7、議案第 60 号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

戸田市民福祉部副部長 こちらにつきましても追加の一覧表を配付させていただきましたので、また御確認いただきたいと思います。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、

多数であります。よって、議案第 60 号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（８）議案第 61 号 魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

星野委員長 日程第 8、議案第 61 号 魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ごさいません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 まず、今回の賠償額、この金額を上げることはこの法律にのっているのかどうか、その点を確認させてください。

吉澤市民福祉部長 今回の改正案につきましては、地方自治法の改正による引用条項にずれが生じたところを改正するものでありますが、この10万円から50万円に上げたという部分についてはそれとは関係がなく、地方自治法の改正によるものではないということです。

大平委員 実際に50万円まで上げるわけですが、その間についてです。事例として今までに、例えば10万円から50万円の間に対象となるケースが頻繁にあったので、非常に手続上、難しいということがあったのか、なかったのか、その辺について分かりましたら教えてください。

吉澤市民福祉部長 事例としてはありませんでした。改正の理由は手続が煩雑だとかということではなく、実際の備品等の価格を想定した中で、他の病院事業会計を持っている自治体の多くは50万円だということに合わせたというような意味合いでございます。

大平委員 この基準額を上げたことによって、影響はないということでしょうか。

吉澤市民福祉部長 今までの事例からするとほぼないと思っておりますが、やはりあった際に他の自治体の病院事業会計と合わせるということで、その機会として今回地方自治法の改正がありましたので、その条例改正の時期に合わせて提案したものでございます。

星野委員長 ほかにありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 61 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手、多数であります。よって、議案第 61 号 魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（９）議案第 62 号 魚沼市保健センター条例の一部改正について

星野委員長 日程第 9、議案第 62 号 魚沼市保健センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

吉澤市民福祉部長 議案第62号につきましても追加資料を配付させていただいております。

内容は記載のとおりであります。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 62 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 62 号 魚沼市保健センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第 63 号 魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正について

星野委員長　日程第 10、議案第 63 号 魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

吉澤市民福祉部長　議案第63号につきましても追加資料を配付させていただいております。内容は記載のとおりでありますので説明は省略します。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 63 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 63 号 魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第 64 号 魚沼市斎場条例の一部改正について

星野委員長　日程第 11、議案第 64 号 魚沼市斎場条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

吉澤市民福祉部長　議案第64号につきましても追加資料を配付させていただいております。内容については記載のとおりであります。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 64 号 魚沼市斎場条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第 65 号 魚沼市さわやかセンター条例の一部改正について

星野委員長 日程第 12、議案第 65 号 魚沼市さわやかセンター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

吉澤市民福祉部長 議案第 65 号につきましても追加資料を配付させていただいております。内容は記載のとおりであります。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 65 号 魚沼市さわやかセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第 66 号 魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

星野委員長 日程第 13、議案第 66 号 魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号 魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 議案第 67 号 魚沼市公民館条例の一部改正について

星野委員長 日程第 14、議案第 67 号 魚沼市公民館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長 議案第 67 号につきましても追加資料を配付させていただきました。内容につきましては記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 冷暖房使用料というのが今回加えられていますけれども、ほかの公共施設使用料の引上げに伴って同様にしたと思いますが、例えば金額として載せない表記の仕方もあったと思うんですけども、わざわざ加算料金で各施設ごとに明記をしたのは何か理由があるんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 今回、公民館関係の使用料の見直しを行うにあたりまして、全体

的に基本的な算定見直しのところで検討してきていたところです。実際のところ、公民館におきましては基本料金部分、冷暖房を使ってない時期につきましては、算定した結果ほぼ現行と変わらない使用料になりましたので使用料の値上げはしないということで方針を固めたところですが、ただ実際、冷暖房を使う時期につきましては冷暖房料金はどうしても燃料費の高騰で経費がかかってしまいます。公民館につきましては、使用する方の多くが減免団体ということで、そういった使用料にもなかなか反映できない部分もありました。今回、冷暖房使用料だけは加算料金とさせていただきたいと考えまして、こうした設定をさせていただいたというところであります。

大平委員　多くの方は利用減免団体だという話がございました。なので、据置きという選択も、先ほどと同じですがあったんじゃないかなと思います。物価高騰とか燃料高騰、あるいは受益者負担とおっしゃるんだけれども、使用料を据え置いたわけですから、やはりここぐらいは冷暖房に分けて徴収するのではなく、同様にという選択肢が、私はあってしかるべきだなと思います。議論の中ではそういう選択はなかったんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　全体の使用料という中で冷暖房をどうするかというところもありましたけれども、当然減免団体につきましても当該施設を使用するにあたりましては当該施設の使用によってその分野を振興するという目的にある団体であると同時に、施設利用における受益者であるというところを鑑みて総合的に判断した中で、冷暖房経費に係る部分についてのみ加算ということで今回、御負担をいただきたく設定をしたというものであります。

大平委員　多くは期間が設定されていませんが、ここは使用に応じてということだと思うんですけれども、特に夏季とか冬季、冬季のごく寒い時期、夏季のごく暑い時期というふうにくくすることも選択肢としてもあったのではないかな。一年中ということではなくその期間内だけという議論もなかったのかあったのか、そこら辺についてはどうでしょう。

大塚教育委員会事務局長　施設にもよるという部分はありますけれど、例えば文化会館ですとかボランティアセンターのように大きめの施設になりますと、集中冷暖房の関係で機械の切替えですとかそういったことに伴う期間の設定が生じてくる部分もありますが、公民館など小さいところも含めて機械の切替えというよりも冷房を使いたい時期、暖房を使いたい時期、いつでも使える状況になっているところもあります。使いたい方が使ったと言ったときに御負担をいただくというようなことで期間を設けていないこととなっております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 67 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 67 号 魚沼市公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(15) 議案第 68 号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

星野委員長 日程第 15、議案第 68 号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長 議案第 68 号につきましても同様に追加資料を配付させていただきました。内容につきましては記載のとおりでありますのでよろしくお願いします。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 68 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 68 号 魚沼市市民会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(16) 議案第 69 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について

星野委員長 日程第 16、議案第 69 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長 議案第 69 号につきましても同様に追加資料を配付させていただきました。内容につきましては記載のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 第 2 条第 2 項及び第 3 項について、冷暖房費については市外の方のみという記載になっています。この冷暖房加算について、市内の方を対象としないのは今まで全ての市民が対象になったわけですが、ここだけありません。その理由をお聞かせください。

大塚教育委員会事務局長 第 2 条第 2 項につきましては、冷暖房を利用する場合及びということで、冷暖房を利用する場合は市内外の方、どちらも対象になります。市外の方が利用すると、さらにそこへ 0.5 を乗じた部分も加算されるということになっておりますので、市内外でも冷暖房の加算がつくとなっております。

大平委員 冷暖房はスポットクーラーとかの設置を示しておりますが、利用された施設は限られるのでしょうか。旧でも、冷暖房設備を利用する場合と同様にうたっています。実際の利用があったのか、なかったのか、分かりましたら教えてください。

青柳生涯学習課長 実際の冷暖房の加算につきましては、体育館自体には冷暖房の施設はございませんので、その実態はありません。ただ、学校の一部で冷暖房があるところもありますが、そこも、ほぼ利用実態はありません。

大平委員 そういう設備はなかったと。なかったのにこの文言というのはどうなのかなというのも、正直あります。

今度、設備を一定程度設けるという話なので料金が発生すると思いますが、そこは部分的になるのでしょうか。例えば設置してもそんなに使わなかった場合、1 回でも、ちょっとでも使用した場合については同様に加算をするのか。それとも利用実態の状況に応じて、

例えば長時間借りて目いっぱい使ったということであれば、利用についてはある程度幅を持たせて実情に応じた料金を加算するのか。そこら辺の実際の運用については、何かお考えがありますか。

大塚教育委員会事務局長　今現在と改正後も冷暖房の利用につきましては、一部ミーティングルーム等々の冷暖房施設のある部屋がありますので、そちらを利用したときはかかります。基本的に体育館には冷暖房設備がありませんので、そこにはそもそも冷暖房というものはないということをお願いしたいと思います。

それから、スポットクーラー的なものにつきましては、この夏、試験的に導入する予定にしておりますけれど、今後の利用につきましては、それが実際に常時使えるようになるのか、そういったところも含めて今後の検討になりますので、それにつきましては今現在運用ですとか実際の使用料設定ということにつきましては、まだ考えておりません。

それから、もう一つ補足ですけれど、冷暖房ができる体育施設につきましては湯之谷小学校第2体育館の旧井口小学校になりますけれど、こちらの多目的室に冷暖房があるということで、こちらを使った場合は加算が付きましますのでよろしくをお願いしたいと思います。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第69号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(17) 議案第70号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

星野委員長　日程第17、議案第70号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

大塚教育委員会事務局長　議案第70号につきましても同様に追加資料を配付させていただきました。内容につきましては記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　屋外体育施設について若干お聞きします。ここには運動広場と載っていますが、一部雑草が生い茂り、とてもじゃないけど利用ができないような実態も見られます。そういうものにも一律に料金を改定するというのは、いかがなものかと思います。今回、料金改定をするにあたって、ちゃんとそういうのを議論して、現場の状況を見て、その上での判断なのか。公共施設等の管理計画でも見直しが今まで議論されている中で、もう随分経っていますけれども、やはり公共施設のあり方についても、今の使用に堪えないようなものは本当に見直していただかないと。これでは1時間800円で利用していただけないところもあると思います。それがどことは申しませんが、やはりそういうところを含めて見直すべきではないかと思います。そこら辺についてはいかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　委員、御指摘のとおり、今回につきましては全体の使用料改定の

中での一律の見直しという部分も入っておりまして、今回のこの使用料の改定案となっておりますが、おっしゃるとおり今後その施設の利用実態ですとか状況に応じて、施設の見直しにつきましてもしていかなければならないことだと、こちらも感じております。そういったところも含めて、今後検討をしていきたいと考えております。

大平委員　そうは言っても、やはり歴史がそれぞれの施設ごとにあると思います。補助金を使って設備を造った経緯もあると思います。そういうところをもう一回見直して新たに生まれ変わらせるような、条項とか条例から削除みたいな話ではなく、もっと有効に活用できるものはないのかどうか、それらも含めて考えていただきたいと思います。なぜなら、こういう公共施設は魚沼市にとっても市民にとっても、非常に大きな財産だと思っています。その財産を朽ちさせるのは、非常に心が痛みます。

長年の歴史的な経過もあるし、その辺も含めて考えていただきたいというのがありますが、その点についてお聞きします。

大塚教育委員会事務局長　施設の見直しを行う際には、委員の御指摘の部分も含めて、またよく地元の皆さんの御意見も伺うなど、そういったところの配慮も必要ではないかと考えております。そうしたところも含めて、また今後検討を進めていきたいと考えております。

大平委員　そういう施設ばかりではなく、頻繁に使われている青島野球場のようなものもあります。ありますが、利用者は今は本当にお金がかかるのは大変だなというのがありますし、やるからには環境の整ったところでやりたいという思いもあると思います。やはり整備です。現有で利用率が高いところもきちんと目配せをして、現有施設の利用実態もつかんでやっていただきたいということを申し添えて、意見として付します。以上です。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 70 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第 70 号 魚沼市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(18) 議案第 71 号 魚沼市旧目黒家住宅、目黒邸資料館、守門民俗文化財館及び旧佐藤家住宅条例の一部改正について

星野委員長　日程第 18、議案第 71 号 魚沼市旧目黒家住宅、目黒邸資料館、守門民俗文化財館及び旧佐藤家住宅条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長　議案第71号につきましても同様に追加資料を配付させていただきました。内容につきましては記載のとおりであります。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　旧目黒家住宅及び守門民俗文化財館ですが、ここは小中学生が200円となっております。ほかの施設は、中学生以下は無料なんです。ここだけ有料になっていますが、この

理由をお聞かせください。

大塚教育委員会事務局長　小学生未満は無料で、小中学生は現行100円でありますけれども200円にするというところですが、こちらにつきましては従前から小学生未満につきましては無料としていたところを引き継いだということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

大平委員　3つの施設がほぼ一体のような形でやっている中で、私はそろえても差し支えないと思います。ほかの施設が中学生以下無料なんですから、ここぐらいそろえたらどうかと思うんですが、もう一回お聞きしますが、その考え方はなかったんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　たしかに佐藤家住宅は中学生以下は無料としておりますけれど、旧目黒家住宅と守門民俗文化財館につきましては、小中学生の皆さんからぜひ来ていただきたいというところがありますけれど、入場券を買って中をしっかりと勉強していただきたいというところでありますので、よろしく願いしたいと思います。夏休みの期間中につきましては、小中学生は減免のキャンペーンなども行う予定としておりますので、またそういったところで大勢の小中学生から来ていただき、御利用いただきたいと考えておりますので御理解と御協力をお願いします。

大平委員　理解ができないんですけれども、中学生以下無料をやらないとなれば、やらないんでしょう。でも、並べて一覧表を見ても、何でこの施設というのがあると思います。若干離れているとはいえ、守門にある大事な文化財です。特に民俗文化財館については本当に大事な施設ですし、先ほどおっしゃったように学生の皆さんが勉強する機会になると思います。だからこそ無料にするべきじゃないかなと私は思います。やはり今後、こういう施設を多くの方に利用していただきたいので、誰もが納得してやっていく施設となるために今後も柔軟に料金についても考えていただきたいと思っています。行政側の都合だけではなく利用者のことも考えていく必要があると思いますので、そこは意見として付しますが、ぜひ検討していただきたいということで終わります。

大塚教育委員会事務局長　今ほどの御質問に補足させていただきますけれど、この施設は10割減免の規定の中で、市内の学校・幼稚園・保育園・認定こども園等の児童生徒及び教職員につきましては10割減免の対象としております。基本的に、市内の小中学生を含めて無料になっておりますので、こちらで提供させていただきたいということと、そういったことで御利用いただくということにしております。言葉が足りなくて申し訳ありませんでした。よろしくお願いします。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手、多数であります。よって、議案第71号　魚沼市旧目黒家住宅、目黒邸資料館、守門民俗文化財館及び旧佐藤家住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで休憩としたいと思います。午後からは市長、教育長が公務により退席されます

ので、市長からは他に何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長からは他に何かございませんか。(なし)

委員の皆様からは、市長に対して何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長に対して何かございませんか。(なし)

ないようでしたら、ここで市長及び教育長は公務の都合により退席とさせていただきます。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:58)

(休憩中、市長及び教育長退席)

再 開 (13:00)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(19) 議案第 90 号 小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更について

星野委員長 日程第 19、議案第 90 号 小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長 それでは、議案第90号 小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更につきまして、補足して説明をさせていただきたいと思います。追加した資料の説明の前に、去る6月14日の第1回定例会初日に当該議案が提案された際に大桃俊彦議員からの御指摘について現場に確認をいたしましたので報告したいと思います。大桃議員から、解体が始まり粉じんが舞って外まで出ている、アスベストが外に漏れているのではないかと御指摘をいただきましたが、本委員会でも以前御説明したとおりアスベスト撤去につきましては、御指摘をいただいたと思われる時期には既に終了しております。アスベスト除去の際には建物の外部と内部の気圧を調整し、内部から外部へ空気が漏れないようにして作業を行っており、内部で浮遊しているアスベストが外部に漏れるということはありません。また、アスベストを全て除去した後から解体工事に入っておりますので、解体の際に外に漏れるアスベストはありません。なお、現場ではアスベスト除去が終了した後、外の囲いのところにアスベスト撤去が終了した旨を、よく見えるように複数箇所に掲示したところであります。解体にあたりましてはコンクリートの粉じん等がなるべく舞わないように散水しながら行っておりますが、100%舞わないようにということはできないということもありますので、多少のコンクリートの粉じんが舞うようなことはあるかもしれませんし、また遠目では、かけている水が粉じんに見えるような場合もありますが、アスベストが飛散しているというわけではございません。なお、現場にはなるべく粉じんが舞わないように適切に散水しながら工事を行うよう指示しておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、解体工事の請負契約の変更についてであります。補足資料としまして、「福祉センター解体工事変更設計内容」、それから「福祉センター解体工事写真」を提出したところであります。増額となった内容とアスベスト除去の状況になりますが、内容につきましては青柳生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

青柳生涯学習課長 （資料「小出郷福祉センター変更契約内容」及び「福祉センター解体工事写真」により説明）

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 防護服3,300枚というのが載っていますが、これは実際には何人の方の分なのか。恐らくこの追加された工事にあたる方の個人のものだと思いますけれども、何人で、どのくらいの期間だったのか、分かれば教えてください。

青柳生涯学習 申し訳ありません、人数につきましては把握をしておりません。期間につきましては、アスベストの除去を開始したのが1月から4月末までということになりますので、4か月ぐらいだったかと認識しております。

大平委員 危険度が一番高いアスベストが出たわけですが、幸いにも業者の経験則と言いますか、それで発見され、これはある意味非常によかったと思います。こういう状況を写真で見ても、私たち素人なのでどれがどうだとは言えないんですが、ものすごく大変な作業だなと写真を見ただけでも思います。幸いなことに冬期間の作業ということで、例えば夏に向かったの作業だとものすごく大変であったと、防護服の状態を見ても作業されている方の状況が本当に厳しい環境だったというのを感じました。

今、人数を把握していないとおっしゃいましたが、私はそういうところも含めて把握をして、危険度が一番高いようなものについては特に慎重に扱うべきではないかなと思います。やはりこういう事案については。今後も市内で発生する可能性があります。こういう添付資料も、今後も含めて貴重な資料だと思います。解体はこれからも続くわけだから検討して、こういうことがあるのだと、危険度が一番高いのはこういうところであると、だからこういう減圧装置だとか防護措置だとかいろんなことをしなければならない。

検証と今後について、何ができるのか検討もしていただきたいと思いますが、その辺の考え方について何かあればお聞かせください。

青柳生涯学習課長 まず、人数の把握につきましては私の手元に申し訳ありませんが資料がないというだけで、現場ではきちんと把握をしております。おっしゃられるとおり、こういった事案が発生をしまして今後も続くということですので、そういったことに関しては庁内で情報共有をしてまいりたいと思います。

大平委員 それから、アスベストについては、御承知のことだと思うんですが裁判になっている例が多々あります。主には作業員の方がお亡くなりになるというケースが非常に多く、それが数十年単位、20年から30年頃に発見されて裁判になる例が全国的にもあります。やっぱり事前に最低限入っているものを除かなければならないというのがあるので、行政として専門職の方を措置することを考えませんか。工事期間中、常時確認をしていたという話をされましたけれども、ここの内容についてはやっぱり専門的な知識を持った職員が対応しなければ、ただ業者の方々がやっている中身を追認するようなものにしかありません。非常にそれはよくない部分だと私は思うので、行政当局は発注者側としてしっかりと確認できるような職員配置を検討すべきではないかと思います。

今回のケースを受けて、その人員配置についてはどのようなお考えをお持ちか聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長 御指摘の専門職につきましては、市でも建築士の専門職、技術職の職員の採用ということで募集しておりますけれども、なかなか人材難と申しましょうか、

ここ何年か採用になっていないところもございます。そういったところも含めまして、教育委員会だけの話ではなく市役所全体での問題としまして、また今後もそういった専門職ですとか事務職の配置につきましては良い方法がないか、人事の部分もあり私のほうで明言はできませんけれど、そうした配置については委員おっしゃる部分を含めて検討していきたいと考えております。

大平委員　他の自治体、特に規模の大きな自治体は財政力もあり、いろんな面で専門的な知識を持った人を配置しているのではないかと思います。建設年度に応じて集中しているところがある、すなわちアスベストが多く含まれるような建物が数多くあり、そしてそれを除去しなければならないという状況も同じように他の自治体でもあると思います。そうしたときに、このケースを基に先進的なところの取組を吸収して対応するのと同時に、連携を取ったりできるのであれば、例えば人の配置だとかも含めて考えていくべきではないかなと思います。最後にそれを聞いて終わります。

大塚教育委員会事務局長　そうした他自治体の事例なども参考にしながら、こういったことがうまく進められるよう今後も検討していきたいと考えています。

関矢委員　まず、この変更内容の内訳書なんですけども、この金額、アスベストの撤去費だけで2,430万です。これの主な変更箇所もここに書いてあります。これを全部やると2,430万円増額になるということでしょうか。

青柳生涯学習課長　おおむねこの金額になります。

関矢委員　そうしますと、このダクト配管撤去、これも金属ですがアスベストになりますか。

青柳生涯学習　お見込みのとおりです。

関矢委員　それともう一つ、写真の中なんですけども、この壁材の裏にレベル1のアスベストが入っていた。この4番目の写真、これが壁紙を剥がしたときの、その中身がレベル1のアスベストではないかということなんでしょうか。

青柳生涯学習課長　そのとおりでございます。

関矢委員　分かりました。こういうことで不可視の部分ということなんですけれども、このダクトの部分は調査に入ったときに見れないんですか。

青柳生涯学習課長　見れた部分と見れない部分があったと思います。ここの部分に関しましては、見れないところの写真でございます。

関矢委員　除去方法なんですけど、粉じんが飛ばないようにアスベストをなるべく湿らせて重たくして下に落とし、それをみんな回収して袋詰めするということですが、そのときはその工事箇所をまた飛ぶかも分からないというので養生で覆うとかそういうことはやるんですか。

青柳生涯学習課長　この作業全てが負圧の空間です作業になっております。

関矢委員　そうすると、建物全体に負圧の調整をして、絶対に外に飛ばないという状況の中でやるということですか。

青柳生涯学習課長　委員お見込みのとおりです。

関矢委員　最後にします。工事をやってこれだけアスベストが出て、アスベストのレベルが上がっているからこの金額だというのは、我々は素人なので単価とかよく分かりませんが、今やっぱり一番問題になっているのはこれを設計委託に出していることです。撤去工事の。その設計委託料はこのアスベスト調査したこととか何かで変更とかはあったん

ですか。設計は、我々のところへ委託費の金額がこないで分からないのです。

青柳生涯学習課長 設計委託、設計監理の部分に関しては変更ございません。

関矢委員 これは結論というか先のことなんですけれども、こういうふうに出てくるということは、これからも解体工事があるわけです。そうしたときに設計委託を出すのであれば、やはりこの部分、要は壁紙を剥がして見るだとか、見えないダクトの中、天井裏に潜ってみるだとか、そういうことを設計委託の中に入れるのか。この工事は特に、工事屋さんがレベル1のアスベストがあるのではないかということで、前もってそのような養生をしながら入っていきました。工事屋さんが分かるんだったら、前の本会議でも出ましたけれども、設計委託はしないでもう工事屋に任せ、その見積もりで解体をやる。そうすると、設計委託料分だけでも違ってくるんじゃないかと思います。

それについては、将来どのような検討がこれからされるのか、お聞かせいただければと思います。

大塚教育委員会事務局長 今回、調査設計委託をして積算したわけでありまして、当然その調査の方法につきましても、委員御指摘のとおり本当にそれだけで大丈夫だったのかですとか、あるいはより精度の高い調査をするには例えばこういった方法があるのか、あるいはどれぐらい経費が事前にかかるのかとかも含めて検討しなければならないと思います。また、よく言われる業者の見積もりではどうなのかということや、今回こういったところでこうした差が出てきてしまったのかということを含め、よく検証しなければならないと私どもも考えております。

関矢委員 ぜひそうしていただいて、庁内でしっかりと検討していただきたい。これが100%絶対あるということはないと思うんですけれども、今後はこういう形で設計委託を出すんだとか、調査をもっと慎重にやるんだというような方向性等が出ましたら、また委員会なり議会なりに御報告をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 部署全体に関わることでありますので、またそういったところは共有しながら検討した上で対応していきたいと考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第90号 小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となります。

(20) 所管事務調査

①湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況について

星野委員長 日程第20、所管事務調査についてを議題といたします。まず、湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　それでは、湯之谷・守門地域の乗合タクシーの利用状況、実績ですとか、この間の利用率等について、途中経過でありますますがまとめましたので報告をしたいと思います。内容につきましては、生活環境課長から御説明いたします。

小林生活環境課長　（資料「湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況について」により説明）

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　守門地区も湯之谷地区も利用客が増えたということなんですけども、守門地区のフルデマンドが予想以上にあまり使っていないようです。1日平均2.8人、3.5人ぐらいなんですけども、行き先とかどこをどう利用したかというのは把握されていますか。

小林生活環境課長　乗降データとしてですが、大まかな集落間での乗り降りという人数は出ております。乗車で多いのが西村など中心部が非常に多いかなという傾向でございます。ただ、割と満遍なく各地域から乗車はあるようでございますし、降車につきましても西村・宮原・新下辺りの割と中心部での降車が多いように感じますが、それぞれ御利用された地域に戻るという利用も当然でございますので、主に中心部は住んでいる方の人数が多いから利用が多いのかなという感じもでございます。ただ、まだ今現在、診療所バスでありますとかAコープバスでありますとか、そういった運行も続いている中で利用としては少しずつですが、伸びていくかなと。御家族からの使ってみたらというようなことも理由のようですので、今後の利用状況の推移も見ていきたいと思っています。

関矢委員　湯之谷地域が大分伸びましたけれども、これはやはり路線バスが減便になったり、廃止になったりした影響が大きいのでしょうか。

小林生活環境課長　委員お見込みのとおり、日中時間帯の路線バスが運行しておりませんので、公共交通としてはこの乗合タクシーの御利用が増えていると理解しております。

大平委員　このぐらいの利用ですと、迅速な対応というのも今後求められる部分があると思います。今のうちに、細かな予約をするときの状況だとか、あとは乗ったときの対応の仕方、便数、時間帯も含めて細かくつかむ必要があるのではないかと思います。予約をするときのトラブル、あるいは戸惑いのようなものがありましたら聞かせてください。

小林生活環境課長　予約につきまして、これまで守門地域について一部予約がなく、定時で運行してた部分がありますが、予約が必要になりトラブルになったということは今現在聞いておりませんが、今後運行事業者との情報交換会も定期的に予定しておりますので、そうした中でまた継続して把握に努めてまいりたいと思います。

星野委員長　ほかにありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）ないようですのでそのように決定いたしました。

②A I オンデマンド交通実証運行について

星野委員長　次に、A I オンデマンド交通実証運行についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　それでは、A I オンデマンド交通実証運行について御説明いたします。内容については、同じく小林生活環境課長から説明をいたします。

小林生活環境課長 （資料「A I オンデマンド交通実証運行について」により説明）

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 このA I デマンドを導入するということで、公募開始は6月下旬になっています。公募の対象は、このシステムと運行事業者とコールセンターと、全部一つで公募をかけるんですか。

小林生活環境課長 公募は、あくまでシステムということであります。予約の方法として、電話アプリ、それからL I N Eでできるような、こちらはこの業務の中に入っておりますが、運転等についてはこれまでと変わりがないということです。

関矢委員 そうすると、このA I デマンドのシステムをまず公募をかけて、幾つかあるシステムを決めてしまい、それが決まってから運行事業者だとかコールセンターだとかは別にまた考えるということですか。

小林生活環境課長 お見込みのとおりで、まずはシステムの業者を決めます。運行事業者につきましては、これまで運行している市内4つのタクシー事業者がありますので、こちらを予定しております。コールセンターにつきましては、今それぞれの区域によって受付の会社が違ってありますが、そちらもできれば調整して新たに一つの予約受付専用のダイヤルとしたいと。これにつきましては、将来的にエリア拡大とか、そういったところを踏まえましてそのようにしていきたいと考えております。

関矢委員 将来的にこの魚沼市全体をA I デマンドにしてもらいたいという気持ちもあるんですけれども、そうしたときにコールセンターと運行事業者、今は市内タクシー業者にお願いをしていますが、市内にもバスを持っているような運行事業者があるわけです。そういうのを一つの別法人化するような、そして一体で受けるような形で考えておられるのか、今後はそうしたいというような思いがあるのかどうか。

小林生活環境課長 まず、既存のタクシー会社、それから路線バス事業者等での公共交通の維持というものを含めて考えておりますが、将来的には運転手不足でありますとかいろいろな問題が出てくると思います。こういった内容につきましても、タクシー業界、路線バス事業者等と、引き続き議論を続けてまいりたいと考えております。

関矢委員 それから、この運行方式はセミデマンド方式ということで先ほど話がありました。自宅から停留所、停留所から停留所ということですが、この停留所をどのくらいの範囲で設定する予定ですか。

小林生活環境課長 今、小出地域内でそれぞれ停留所がございます。それから、まちなか循環線でそれぞれ停留所が用意してございます。そのほかに利用の多い停留所というものをもう一度見直して、追加が必要であれば追加、不要なところは見直しをかけるということが必要になってくるかと思えます。そうした中で、個人の御自宅も隠れたポイントということで、システムには登録が必要になりますので、相対的なポイント数についてはかなりの数になってくるかと思えます。

関矢委員 我々が昨年視察を行ったところは、自宅はなくて意外と停留所間だけでした。その代わり、歩いて通えるように300メートルには1か所必ず停留所を設けるというようなシステムが多かったです。そのぐらいに細かくするのか、自宅があるのでもっと大ざっぱになるのか。今、小出の停留所がどの程度あるのか把握していないので分からないんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

小林生活環境課長　　今までも各システム会社が自社の製品の特徴などを説明に来ていただいているところですが、今現在運行してるまちなか循環線、それから小出地域の乗合タクシーの運行データというものも業者が決まりましたらお渡しして、その中で実際の今のポイントの利用状況でありますとかそういった動向を踏まえ、最適な運行方法を検討してまいりたいと考えています。

星野委員長　　ほかにありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) ないのでそのように決定いたしました。

(21) 閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長　　日程第 21、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(22) その他

①基幹系システムの標準化に伴う市税の期別変更について

星野委員長　　日程第 22、その他を議題といたします。まず、基幹系システムの標準化に伴う市税の期別変更についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　　それでは、基幹系システムの標準化に伴う市税の期別変更についてということで、資料を御覧ください。(資料「基幹系システムの標準化に伴う市税の期別変更について」により説明)

星野委員長　　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければ質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) ないのでそのように決定いたしました。

それでは、この後の日程は委員会内部での協議事項となりますので、先に執行部からその他報告事項等がありましたらお願いいたします。執行部はほかにありませんか。

大塚教育委員会事務局長　　それでは私から、令和 5 年度の一般会計補正予算第 9 号を初日にしましたけれど、その質疑の中で 1 点補足をさせていただきたいところがありますので、お時間をいただきたいと思います。

令和 5 年度一般会計補正予算第 9 号の質疑におきまして、保育士・学童の支援員、給食調理員で会計年度任用職員報酬を大きく減額補正した理由を問われた件についてであります。私から欠員に対して補充ができなかった旨の答弁をいたしました。その中で保育士について定員割れですとか不足があったというような答弁をいたしました。その点につきましては補足をさせていただきたいと思います。学童の支援員と給食調理員につきましては、確かに欠員があったことに間違いはありませんでしたが、保育士につきましては公立保育園及び子ども園の全 8 園の保育士の不足、定員割れはなく、国の配置基準に対して必要な人数につきましては充足しており、加配保育士も確保できているという状況にあり

ました。職員配置数につきましては、予算編成時点で次年度の必要数を推計した上で予算計上を行っておりますが、予算計上につきましては産休や育児代替等が必要な保育士数ですとか、あと児童入園数に応じたクラス数、加配保育士等、必要な職員の人数を推計した上で、正職員の配置が不足するときは会計年度任用職員を充てることとして、各園で不足する場合を想定した人数も含めた積み上げで積算をしておりました。本会議におきまして総務政策部長が答弁したとおり、結果的には想定したまでの不足は生じず、決算見込みに対して予算計上は過剰だったこと、予算計上の余裕幅が多すぎたことにより、不用額が大きくなってしまったものであります。

予算に大きな不用が生じたことにより、このたび大きな減額と減額補正となりましたが、これまで以上に園児数や年間を通じた職員配置の見直しですとか人件費を意識した上で予算計上の精度を高め、不用額縮減に努めたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上であります。

星野委員長　これに対して質疑はありますか。(なし) ないので、続きまして吉澤市民福祉部長。

吉澤市民福祉部長　それでは私からは、ゼロカーボンシティ宣言について御説明、御報告をさせていただきます。

御案内のとおり、本市では令和6年3月に魚沼市地球温暖化対策実行計画を改定し、温室効果ガス排出削減目標を2030年までに2013年度比で46%削減、2050年までに実質ゼロとして見直しを行いました。この目標を広く周知し、機運を醸成するという趣旨で、2050年カーボンニュートラル実現を目指して温室効果ガスの排出削減に取り組むゼロカーボンシティ宣言を行いたいと考えております。なお、全国で1,078自治体、県内におきましては新潟県と17市町村が何らかの形で2050年にカーボンゼロを目指すことを既に表明しております。

この件に関しまして、執行部としては議会との共同での宣言を考えておりましたが、去る5月24日開催の全員協議会で、「宣言に伴う事業が乏しいのではないか。」であるとか「唐突感が否めない。」など御意見をいただきまして、一旦保留とし改めて宣言の仕方について検討をしたところであります。その結果として、やはりゼロカーボンシティ宣言を、目標に向かってのスタートとしての宣言と位置づけ、市内外に対するPR効果や今後の事業実施に向かっての市民の理解を深めるために、やはり執行部としては市と市議会との共同での宣言としたいという結論に至りました。

具体的な時期や宣言文については、また改めて御相談させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

星野委員長　委員の皆さんから執行部に対して何かございませんか。(なし) ないのでしたら、これで執行部からは退席願います。ありがとうございました。

ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（13：54）

（休憩中、執行部退席）

再　　開（14：05）

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

星野委員長 それでは、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。

5月9日に開催された令和6年度第1回市民の声を聞く会の意見交換会の中で出された意見・要望事項を、広報広聴特別委員会でまとめたものが資料のとおりとなります。この取扱いについて、所管委員会で協議するよう依頼を受けました。事前に正副委員長で話し合い、取扱いの案を入れてあります。資料、令和6年5月9日 市民の声を聞く会 意見交換会まとめ案を御覧ください。表の中に所管委員会の欄があります。ここに福祉文教の表示があるものについて、取扱いを決めていただく協議をお願いします。これより休憩いたしますので、忌憚のない御意見ををお願いします。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（14：06）

再 開（14：11）

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、皆さんから協議いただき、今ほど変更しました資料のと通りの取扱いとすることで異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。本件については以上といたします。

③行政視察について

星野委員長 次に、行政視察についてを議題といたします。視察先への質問事項として事前に提出していただいておりますので、資料を御覧ください。それでは、提出していただいた方から順番に説明をお願いします。

大平委員 小矢部市については、介護保険の部分よりは一般会計での介護予防生活支援に力を入れている状況が見られました。特に私が注目したのは「おでかけ安心シール」で、取り組めるのであればすぐに取り組めるのではないかと注目しました。

それから、3番目のミドルステイ、ショートステイではなくてミドルステイです。ある程度、中期間の受入れができるような措置をしているというのは、非常に目の付け所が違ったなと思い、これを中心に学んでいければなと思っています。

それから2枚目の11番、人材の育成と協力者の養成は、我が市でもやっているような形なんけども、人材育成と生活支援コーディネーターというのは市職員のみならず、ほかの人たちの手を借りてどうやって連携ができてうまく活用できるかという辺りも注目していきたいなと思っています。

長くなりましたが、こういうことを中心に出しました。以上でございます。

星野委員長　　続いて、ライドシェアをお願いします。

大平委員　　ライドシェアについては、まだ国が肝煎りでやっている部分で、恐らくまだ答えられないんじゃないかなというところがあったんですけど、ライドシェアの安全性の部分についてしっかり学んでいきたいなと思うので、それを中心にドライバーの対応なんかも聞いていきたいと思っております。以上でございます。

星野委員長　　続きまして、佐藤敏雄委員をお願いします。

佐藤委員　　まず、医師の関係をホームページで見たけど出ていないので、一般的に人材不足ということが問題だと思いますので、その辺の対応で外国人を含めてどうなっているか、参考までに聞かせていただきたいと思います。

あと、小松市のライドシェアの関係なんですけれども、ドライバーの応募条件が誰でもいいのか、それともある程度条件があるのかどうかを含めて聞いてみたいと思っています。

あと、滋賀県なんですけれども、魚沼市が令和13年度に計画しているものと比べて若干似たような内容で、資料で魚沼市と比べてみたんですけどなかなか分かりませんでしたので、参考までに載せてみました。以上です。

星野委員長　　続きまして、関矢委員をお願いします。

関矢委員　　自分が出した野州市の件ですけれども、まさに今うちが焼却新ごみ処理施設の建設計画をしていますので、それと同時にこの余熱利用の施設の建設予定があったのかどうか、計画があったのかをまず聞きたいなと。今、うちの温水プール、市民から盛り上がっていますが、野州市もそういうことがあったかどうか、そこが聞きたかったので載せさせていただきました。以上です。

星野委員長　　私からは、自分が視察先に希望いたしました小松市のライドシェアのみなんですけど、今ほど大平委員と佐藤委員から同じような質問がありましたので、また質問が重なるようなところは上手に一つにしてもらいたいと思います。調べたところ、ここはたくさんのお応募があったみたいなんです。自分の空いた時間だけをそういった取組にできるようだったので、土曜日にちょっとだけやっているような人もいるということで、応募はたくさんあったようなんですけど、どれだけの人が実際採用になったのか、その辺のところは分からなかったなのでその辺をじっくり聞きたいなというのと、市民からの声がどのようなものなのかというのも聞きたいなと思っております。

なお、質問をまだ出されていない方、これ以外にもまた質問事項等ありましたら、6月末までに事務局まで提出していただきたいと思います。

関矢委員　　ちょっといいですか。佐藤委員のこの余熱利用はクリーンセンターの質問になっていて、視察場所が違うんですけども、これは新野州クリーンセンターというごみ焼却場の施設の質問ですよ。今回はその隣にできた余熱施設です。

佐藤委員　　余熱利用だけですか。ごみ処理場全体を言っているわけではないんですか。

関矢委員　　余熱施設は後づけなんですよ。クリーンセンターができた後に、その余熱を使ってこれをPFIで造ったという施設です。視察先の人は聞いてくれるだろうけど、ごみ処理場の規模だとか、そういう質問になっている。

星野委員長　　これは削除したほうがいいでしょうか。私も調べたけれど、どう質問したらいいか分からなかった。

佐藤委員　　そうであれば、カットしてください。

関矢委員　そこは、委員長からもう少し精査してもらったほうがいいかもしれない。それともう一つ、小矢部市ですが、介護と高齢者支援になると非常に幅が広がっている。大平委員がこれだけ出せば、このことについて答えてきてくれると思うけども、ここというので出していないと、向こうも大変なのかなとも思います。

森島議長　自分たちの、魚沼市の体制がどうなっているかということぐらいは把握して質問しないと。また８番の除排雪支援事業は、向こうも雪が降っていて項目があるのか。

大平委員　実際に項目がある。向こうは雪が少ないので、興味があったので質問として出しました。

森島議長　それと１０番の介護支援事業の予算規模は、うちも大体どのくらいあるのか調べておいてください。ある程度、うちも質問事項を勉強していってもらいとありがたいかなと思います。

星野委員長　この余熱利用のものは、事業について調べると昔のものが出てくる。それから更新されていないから、質問はどうでしょうか。

関矢委員　うちはプールの要望があるけど、そこにプールを造るなんて決めていないから、うちと条件が同じだと思って聞きたかった。

森島議長　ここの人たちは、温水プールを造っているのか。

関矢委員　造っている。後づけで、クリーンセンターを造って、その隣にプールとか体育館とかを造っている。

森島議長　当初計画でないなら、余分に金額がかかっているということか。

関矢委員　そうです。うちと同じように余熱利用はしなさいよということがあったと思う。でも、一緒にプールも造りましょうではなかった。

星野委員長　それでは、今の佐藤委員の質問も一緒に合わせてでいいですか。

関矢委員　クリーンセンターにも行くなら、質問として聞いてみればいいのかではないでしょうか。

星野委員長　では、そのようによろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。委員の皆さんから、ほかに御意見・協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（１４：２８）